

## 産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

| 認定機関 | 産業標準作成委員会 | 制定/改正/廃止 | 規格番号(制定の場合は、仮の番号) | JIS案の名称   | JIS案の英文名称  | 制定する理由(必要性)  | 期待効果   | 規定項目又は改正点  | 制定/改正/廃止するJIS | 対応する国際規格番号及び名称      | 対応する国際規格との対応の程度 | 測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)                    | 測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的) | 測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)                           | 測定基準4 (国が主体的に取組む分野の判断基準) | 測定基準5 (市場適合性に関する判断基準) | JIS素案作成委員会(WG)  | 作成開始予定  |
|------|-----------|----------|-------------------|---|--|--|--|--|---------------|---------------------|-----------------|---|-----------------------|---|--------------------------|-----------------------|-----------------|---------|
| JSA  | 05 電気     | 制定       | C60695-1-12       | 火災危険性試験—電気・電子—第1—12部:電気・電子製品の火災危険性評価指針—火災安全工学   | Fire hazard testing - Part 1-12: Guidance for assessing the fire hazard of electrotechnical products - Fire safety engineering         | 現在、電気・電子製品の火災危険性を評価するための試験方法については、IEC 60695-2規格群などの国際整合された規格は存在するが、火災シナリオに基づいた火災危険性を考慮して製品を設計する上で重要な火災安全工学に関するJISが確立されていない。火災安全工学は、ハザードベースの製品設計に有用であり、IEC/TC89において電気・電子製品の火災安全工学を規定した国際規格(IEC 60695-1-12:2015)が開発されている。このため、我が国における火災に対する安全性のより一層の向上を図るため、当該国際規格に整合したJISを作成することによって標準化する必要がある。                     | この規格の制定によって、国際的に認知された火災安全工学に則った、電気・電子製品の設計・製造することによって、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、相互理解の促進、効率的な産業活動、安全性確保などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化及び国際産業競争力強化にも寄与することが期待できる。           | 主な規定項目は、次のとおり。<br>・適用範囲<br>・引用規格<br>・用語及び定義<br>・火災安全工学のプロセス<br>・火災安全工学の利点<br>・目的・要求事項・性能<br>・設計火災シナリオ・設計火災<br>・火災安全工学資料<br>・電気技術製品に関する試験 | —             | IEC 60695-1-12:2015 | IDT             | 第2条の該当号:<br>4(試験方法)<br><br>対象事項:<br>電気・電子製品 | 法律の目的に適合している。         | 利点:<br>ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ<br><br>欠点:<br>いずれも該当しない。 |                          | 国際標準をJIS化するもの         | 一般財団法人日本規格協会のWG | 2024年7月 |
| JSA  | 05 電気     | 制定       | C60695-1-20       | 火災危険性試験—電気・電子—第1—20部:電気・電子製品の火災危険性評価指針—着火性—一般指針 | Fire hazard testing - Part 1-20: Guidance for assessing the fire hazard of electrotechnical products - Ignitability - General guidance | 現在、電気・電子製品の火災危険性を評価するための試験方法については、IEC 60695-2規格群などの国際整合された規格は存在するが、火災シナリオに基づいた火災危険性を考慮して製品を設計する上で重要な着火性の指針に関するJISが確立されていない。火災シナリオにおける着火性は、ハザードベースの製品設計に有用であり、IEC/TC89において電気・電子製品の火災シナリオにおける着火性に関する指針を規定した国際規格(IEC 60695-1-20:2016)が開発されている。このため、我が国における火災に対する安全性のより一層の向上を図るため、当該国際規格に整合したJISを作成することによって標準化する必要がある。 | この規格の制定によって、国際的に認知された火災シナリオにおける着火性の指針に則った、電気・電子製品の設計・製造することによって、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、相互理解の促進、効率的な産業活動、安全性確保などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化及び国際産業競争力強化にも寄与することが期待できる。 | 主な規定項目は、次のとおり。<br>・適用範囲<br>・引用規格<br>・用語及び定義<br>・着火性の原則<br>・試験方法の選択に関する考慮事項<br>・結果の使用及び解釈   | —             | IEC 60695-1-20:2016 | IDT             | 第2条の該当号:<br>4(試験方法)<br><br>対象事項:<br>電気・電子製品 | 法律の目的に適合している。         | 利点:<br>ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ<br><br>欠点:<br>いずれも該当しない。 |                          | 国際標準をJIS化するもの         | 一般財団法人日本規格協会のWG | 2024年7月 |

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

| 認定機関 | 産業標準作成委員会 | 制定/改正/廃止 | 規格番号<br>(制定の場合は、仮の番号) | JIS案の名称                    | JIS案の英文名称  | 制定する理由(必要性)   | 期待効果  | 規定項目又は改正点   | 制定/改正/廃止<br>JIS              | 対応する国際規格番号及び名称   | 対応する国際規格との対応の程度 | 測定基準1<br>(JIS法第2条の産業標準化の対象)                            | 測定基準2<br>(JIS法第3条の法律の目的) | 測定基準3<br>(産業標準化の利点・欠点)                | 測定基準4<br>(国が主体的に取り組む分野の判断基準) | 測定基準5<br>(市場適合性に関する判断基準) | JIS案作成委員会<br>(WG) | 作成開始予定  |
|------|-----------|----------|-----------------------|----------------------------|--|---|---|---|------------------------------|------------------|-----------------|--|--------------------------|---------------------------------------|------------------------------|--------------------------|-------------------|---------|
| JSA  | 電気        | 制定       | C63294                | 定格電圧450/750V以下の電力ケーブルの試験方法 | Test methods for electric cables with rated voltages up to and including 450/750 V | IEC 63294 (Test methods for electric cables with rated voltages up to and including 450/750 V)は、IEC 60227-2 (Polyvinyl chloride insulated cables of rated voltages up to and including 450/750V - Part2:Test methods)と、IEC 60245-2 (Rubber insulated cables of rated voltages up to and including 450/750V - Part2:Test methods)とを統合し、新たに発行されたケーブルの試験方法規格である。これに伴って、IEC 60227-2及びIEC 60245-2は廃止された。JISにおいても、JIS C 3662 (定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル)規格群及びJIS C 3663 (定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル)規格群の試験方法規格を共通化し規格体系の合理化を図るとともに、共通の試験方法規格とするため、試験項目の一部で規定されていた要求事項を各個別規格に規定するように構成を改める必要がある。また、この規格の制定に合わせ、JIS C 3662-2 (定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル-第2部:試験方法)及びJIS C 3663-2 (定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル-第2部:試験方法)を廃止する。 | この規格を制定することによって、次のことが期待される。<br>・試験方法が共通化でき、生産性等の向上に寄与する。<br>・国際規格との整合が図られることから、取引及び国際貿易の円滑化に寄与する。 | 主な規定項目は、次のとおり。<br>・適用範囲<br>・引用規格<br>・用語及び定義<br>・一般要求事項<br>・電気試験方法<br>・非電気試験方法 | JIS C 3662-2<br>JIS C 3663-2 | IEC 63294 Ed.1.0 | MOD             | 第2条の該当号:<br>4 (試験方法)<br><br>対象事項:<br>電気ケーブル又は光ファイバケーブル | 法律の目的に適合している。            | 利点:<br>ア、オ、キ<br><br>欠点:<br>いずれも該当しない。 |                              | 国際標準をJIS化する              | 一般社団法人日本電線工業会のWG  | 2024年7月 |

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

| 認定機関 | 産業標準作成委員会 | 制定/改正/廃止 | 規格番号      | JIS案の名称                    | JIS案の英文名称   | 改正する理由(必要性)  | 期待効果   | 規定項目又は改正点   | 制定/改正/廃止<br>JIS | 対応する国際規格番号及び名称                       | 対応する国際規格との対応の程度 | 測定基準1<br>(JIS法第2条の産業標準化の対象) | 測定基準2<br>(JIS法第1条の法律の目的) | 測定基準3<br>(産業標準化の利点・欠点)                | 測定基準4<br>(国が主体的に取組む分野の判断基準) | 測定基準5<br>(市場適合性に関する判断基準) | JIS素案作成委員会(WG)   | 作成開始予定  |
|------|-----------|----------|-----------|----------------------------|---|--|--|---|-----------------|--------------------------------------|-----------------|-----------------------------|--------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|--------------------------|------------------|---------|
| JSA  | 05 電気     | 改正       | C3215-0-1 | 巻線共通規格—第0—1部—一般特性—エナメル銅線   | Specifications for particular types of winding wires—Part 0-1: General requirements—Enamelled round copper wire       | この規格は、エナメル銅線の一般特性について規定するもので、2008年に発行されたIEC 60317-0-1(ED.3)に基づいて、2014年に改正されたが、その後、対応国際規格は、2013年にED.4及び2019年にAMD1が発行され、製品の品質向上のため、中間公称導体径に対する絶縁破壊電圧を追加、また、市場の実態を踏まえ、導体抵抗について、公称導体径の範囲を拡大するなどの改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。               | この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。<br>・中間公称導体径に対する絶縁破壊電圧を追加することによって、品質が向上する。<br>・導体抵抗において、最近の市場の実態を踏まえ、公称導体径の範囲を拡大することによって、使用の合理化に寄与する。<br>・対応国際規格との整合が図られることから、国際貿易が円滑化し、市場が拡大する。 | 主な改正点は、次のとおり。<br>・最小銅側被膜厚さ(4.3)に“中間公称導体径”についての規定を追加する。<br>・市場の実態に合わせて、導体抵抗(表3)において、公称導体径の範囲を拡大する(0.018mm～0.063mm → 0.018mm～0.280mm)。<br>・最近の技術の進歩に合わせて、伸びにおいて、最小伸びの規定値を改める。<br>・品質向上のため、中間公称導体径について、絶縁破壊電圧の規定値を追加する。<br>・試験結果の再現性を向上するため、参考として附属書に記載している導体抵抗の算出方法を規定として明確にする。 | —               | IEC 60317-0-1:2013(ED.4.0)+AMD1:2019 | MOD             | 第2条の該当号:<br>1(寸法、品質、性能)     | 法律の目的に適合している。            | 利点:<br>ア、イ、キ<br><br>欠点:<br>いずれも該当しない。 |                             | 国際標準をJIS化する              | 一般社団法人日本電線工業会のWG | 2024年7月 |
| JSA  | 05 電気     | 改正       | C3215-0-2 | 巻線共通規格—第0—2部—一般特性—エナメル平角銅線 | Specifications for particular types of winding wires—Part 0-2: General requirements—Enamelled rectangular copper wire | この規格は、エナメル平角銅線の一般特性について規定するもので、IEC 60317-0-2:1997(ED.3)+AMD1(1999)+AMD2(2005)に基づいて、2014年に改正されたが、その後、2020年に対応国際規格のED.4が発行され、製品の品質向上のため、伸びの試験に耐力及び抵抗値を追加、融着層をもつものに対して絶縁破壊電圧を追加、また、市場の実態に合わせて、導体寸法の範囲を拡大するなどの改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。 | この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。<br>・伸びの試験に耐力及び抵抗値の規定を追加することによって、品質が向上する。<br>・最近の市場の実態を踏まえ、導体寸法の範囲を拡大することによって、使用の合理化に寄与する。<br>・対応国際規格との整合が図られることから、国際貿易が円滑化し、市場が拡大する。            | 主な改正点は、次のとおり。<br>・市場の実態に合わせて、導体寸法の範囲を次のように変更する。<br>—幅：2.00 mm 以上、16.00 mm 以下<br>—厚さ：0.80 mm 以上、5.60 mm 以下<br>—0.80mm以上、10.00mm以下<br>・導体寸法の範囲の拡大に伴って、面取半径、伸びなどの規定値を改める。<br>・絶縁破壊電圧において、融着層をもつものに対する規格値を追加する。   | —               | IEC 60317-0-2:2020(ED.4.0)           | MOD             | 第2条の該当号:<br>1(寸法、品質、性能)     | 法律の目的に適合している。            | 利点:<br>ア、イ、キ<br><br>欠点:<br>いずれも該当しない。 |                             | 国際標準をJIS化する              | 一般社団法人日本電線工業会のWG | 2024年7月 |

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

| 認定機関 | 産業標準作成委員会 | 制定/改正/廃止 | 規格番号      | JIS案の名称                                  | JIS案の英文名称   | 改正する理由(必要性)   | 期待効果  | 規定項目又は改正点  | 制定/改正/廃止<br>JIS | 対応する国際規格番号及び名称                                   | 対応する国際規格との対応の程度 | 測定基準1<br>(JIS法第2条の産業標準化の対象)                | 測定基準2<br>(JIS法第1条の法律の目的) | 測定基準3<br>(産業標準化の利点・欠点)                | 測定基準4<br>(国が主体的に取組む分野の判断基準) | 測定基準5<br>(市場適合性に関する判断基準) | JIS素案作成委員会(WG)   | 作成開始予定  |
|------|-----------|----------|-----------|--|---|---|---|--|-----------------|--|-----------------|--|--------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|--------------------------|------------------|---------|
| JSA  | 05 電気     | 改正       | C3215-0-3 | 巻線共通規格—第0—3部:一般特性—エナメルアルミニウム線            | Specifications for particular types of winding wires—Part 0-3: General requirements—Enamelled round aluminium wire                              | この規格は、エナメルアルミニウム線の一般特性について規定するもので、2008年に発行されたIEC 60317-0-3 (ED.3)に基づいて、2014年に改正されたが、その後、対応国際規格は、2013年にAmd1及び2019年にAmd2が発行され、製品の品質向上及び試験の再現性向上のため、導体抵抗算出方法の変更、温度指数に用いる試験片を明確化するなどの改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。               | この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。<br>・導体抵抗の算出方法などを改めることによって、品質が向上する。<br>・対応国際規格との整合が図られることから、国際貿易が円滑化し、市場が拡大する。  | 主な改正点は、次のとおり。<br>・温度指数において、試験片は、関連規格によることとして、試験片の条件を明確にする。<br>・導体抵抗の算出方法を、抵抗率の最小値及び最大値から算出する計算式に変更する。  | —               | IEC 60317-0-3:2008 (ED3.0)+AMD1(2013)+AMD2(2019) | MOD             | 第2条の該当号:<br>1(寸法、品質、性能)<br><br>対象事項:<br>巻線 | 法律の目的に適合している。            | 利点:<br>ア、キ<br><br>欠点:<br>いずれも該当しない。   |                             | 国際標準をJIS化する              | 一般社団法人日本電線工業会のWG | 2024年7月 |
| JSA  | 05 電気     | 改正       | C3215-0-4 | 巻線共通規格—第0—4部:一般特性—ガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線 | Specifications for particular types of winding wires—Part 0-4: General requirements—Glass-fibre wound bare or enamelled rectangular copper wire | この規格は、ガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線の一般特性について規定するもので、IEC 60317-0-4:1997(ED2.0)+AMD1(1999)+AMD2(2005)に基づいて改正されたが、その後、2020年に対応国際規格のED.4が発行され、最近の市場の実態を踏まえ、公称導体厚の範囲を拡大、また、品質向上のため、絶縁破壊電圧、軟らかさ、密着試験などの規定内容の改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。 | この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。<br>・絶縁破壊電圧、軟らかさ、密着試験などの規定内容を改めることによって、品質が向上する。<br>・最近の市場の実態を踏まえ、公称導体厚の範囲を拡大することで、使用の合理化に寄与する。<br>・対応国際規格との整合が図られることから、国際貿易が円滑化し、市場が拡大する。 | 主な改正点は、次のとおり。<br>・市場の実態に合わせて、公称導体厚さについて、5.6mmを超え10.0mm以下の範囲を追加して拡大する。これに併せて、面取半径、伸びなどの規定値を追加する。<br>・昨今の技術進歩を踏まえ、グレード2のエナメルガラス巻平角銅線について、最小絶縁破壊電圧を厳しくする(1500,2000—2350,2560V)。<br>・市場の実態に合わせて、グレード1のエナメルガラス巻平角銅線について、両側絶縁厚さ及び絶縁破壊電圧の規定値を新たに追加する。<br>・軟らかさにおいて、昨今の技術進歩を踏まえ、ガラス巻平角銅線とエナメルガラス巻平角銅線に分け、個々に規定するとともに、ガラス巻平角銅線については、最大反り角度の基準を、5.5—5.0°を超えてはならないとして厳しくする。<br>・市場の実態に合わせて、ガラス巻平角銅線について、密着試験を新たに規定する。 | —               | IEC 60317-0-4:2020 (ED1.0)                       | MOD             | 第2条の該当号:<br>1(寸法、品質、性能)<br><br>対象事項:<br>巻線 | 法律の目的に適合している。            | 利点:<br>ア、イ、キ<br><br>欠点:<br>いずれも該当しない。 |                             | 国際標準をJIS化する              | 一般社団法人日本電線工業会のWG | 2024年7月 |

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

| 認定機関 | 産業標準作成委員会 | 制定/改正/廃止 | 規格番号        | JIS案の名称                              | JIS案の英文名称   | 改正する理由(必要性)   | 期待効果   | 規定項目又は改正点  | 制定/改正/廃止<br>JIS | 対応する国際規格番号及び名称            | 対応する国際規格との対応の程度 | 測定基準1<br>(JIS法第2条の産業標準化の対象)               | 測定基準2<br>(JIS法第1条の法律の目的) | 測定基準3<br>(産業標準化の利点・欠点)                | 測定基準4<br>(国が主体的に取り組む分野の判断基準) | 測定基準5<br>(市場適合性に関する判断基準) | JIS素案作成委員会(WG)   | 作成開始予定  |
|------|-----------|----------|-------------|--------------------------------------|---|---|--|--|-----------------|---------------------------|-----------------|---|--------------------------|---------------------------------------|------------------------------|--------------------------|------------------|---------|
| JSA  | 05 電気     | 改正       | C3215-17    | 塗膜個別規格－第17部:クラス105のポリビニルアセタール平角銅線    | Specifications for particular types of winding wires－Part 17: Polyvinyl acetal enamelled rectangular copper wire, class 105 | この規格は、クラス105のポリビニルアセタール樹脂を主体とした単一被覆層のエナメル平角銅線について規定するもので、2010年の発行されたIEC 60317-17 (ED.3)に基づいて、2014年に改正されたが、その後、2020年に対応国際規格のED.4が発行され、製品の品質向上のため、密着性の伸長条件を追加する。また、市場の実態に合わせ、導体寸法の範囲を拡大すること、使用の合理化の範囲を拡大することの改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。 | この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。<br>・密着性の伸長条件を追加することによって、品質が向上する。<br>・最近の市場の実態を踏まえ、導体寸法の範囲を拡大すること、使用の合理化に寄与する。<br>・対応国際規格との整合が図られることから、取引及び国際貿易の円滑化によって、市場が拡大する。 | 主な改正点は、次のとおり。<br>・市場の実態を踏まえ、次のように導体寸法の範囲を拡大する。<br>幅：2.00 mm 以上、16.00 mm 以下→2.00mm以上、31.50mm以下<br>厚さ：0.80 mm 以上、5.60 mm 以下→0.80mm以上、10.00mm以下<br>・製品の品質向上のため、密着性の試験条件(伸長条件)を追加する。   | －               | IEC 60317-17:2020 (ED4.0) | MOD             | 第2条の該当号: 1(寸法、品質、性能)<br><br>対象事項: 巻線      | 法律の目的に適合している。            | 利点:<br>ア、イ、キ<br><br>欠点:<br>いずれも該当しない。 |                              | 国際標準をJIS化するもの            | 一般社団法人日本電線工業会のWG | 2024年7月 |
| JSA  | 05 電気     | 改正       | C60068-2-14 | 環境試験方法－電気・電子－第2-14部:温度変化試験方法(試験記号:N) | Environmental testing－Part 2-14: Tests－Test N: Change of temperature  | この規格は、部品、機器又はその他の製品が周囲温度の急激な変化に耐える能力を試験する方法について規定するもので、2009年に改訂されたIEC 60068-2-14を基に2011年に制定された。その後、対応する国際規格は、技術の進展を反映して、試験パラメータ、試験装置の詳細、試験の厳格化、試験の後処理の追加などの修正が実態に即した内容として2023年に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合、近年の技術の実態に即した試験規格とするために、この規格を改正する必要がある。               | この改正によって、試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄与する。その結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正によって、国際規格と整合した条件を試験に適用できるようになり、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。                         | 主な改正点は、次のとおり。<br>・記号の簡素を新たに設け、試験パラメータの表記号を規定する。<br>－一般事項において、近年の技術進歩に合わせて、試験のパラメータ、各試験温度に対する曝露時間の選別、移し換え時間の選別及び温度変化試験の適用限界の規定を現状の技術に対応した内容に改める。<br>・試験Na(温度急変試験)において、明確化のため、試験槽について図を追加して具体的に詳細を規定し、試験の厳しさを上げる場合の規定を追加し、前処理及び試験サイクルを実態に即した内容に改め、後処理の規定を追加する。<br>・試験Nb(定速温度変化試験)において、明確化のため、許容差の規定を新たに追加し、前処理、試験サイクル及び後処理の規定を実態に即した内容に改める。<br>・試験Nc(二液槽温度急変試験)において、明確化のため、試験準備、試験サイクル及び後処理の実態に即した内容に改める。<br>・試験報告書に記載する事項において、現行規格の、試験Na、試験Nb及び試験Ncそれぞれの「製品規格に規定する事項」の規定を統合して、試験報告書に記載する事項に一元化する。 | －               | IEC 60068-2-14:2023       | IDT             | 第2条の該当号: 4(試験方法)<br><br>対象事項: 電気・電子機器及び部品 | 法律の目的に適合している。            | 利点:<br>ア、エ、キ<br><br>欠点:<br>いずれも該当しない。 |                              | 国際標準をJIS化するもの            | 一般社団法人日本規格協会のWG  | 2024年7月 |

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

| 認定機関 | 産業標準作成委員会 | 制定/改正/廃止 | 規格番号        | JIS案の名称  | JIS案の英文名称  | 改正する理由(必要性)  | 期待効果  | 規定項目又は改正点  | 制定/改正/廃止/修正/JIS | 対応する国際規格番号及び名称      | 対応する国際規格との対応の程度 | 測定基準1<br>(JIS法第2条の産業標準化の対象) | 測定基準2<br>(JIS法第1条の法律の目的) | 測定基準3<br>(産業標準化の利点・欠点)                | 測定基準4<br>(国が主体的に取組む分野の判断基準) | 測定基準5<br>(市場適合性に関する判断基準) | JIS素案作成委員会(WG)  | 作成開始予定  |
|------|-----------|----------|-------------|--|--|--|---|--|-----------------|---------------------|-----------------|-----------------------------|--------------------------|---------------------------------------|-----------------------------|--------------------------|-----------------|---------|
| JSA  | 05 電気     | 改正       | C60068-2-17 | 環境試験方法—電気・電子—第2-17部: 封止(気密性)試験方法(試験記号: Q)                                | Environmental testing - Part 2-17: Tests - Test Q: Sealing<br>(現行名称: Basic environmental testing procedures - Part 2: Tests - Test Q: Sealing) | この試験は、試験片の密閉の有効性を判断するために、容器の容器の封止(気密性)におけるグロスリーク及びファイブリークの外部および内部の検出に適用され、容器の封止(気密性)の試験方法について規定したもので、1994年に発行されたIEC 60068-2-17を基に2001年に制定された。その後、対応する国際規格は、技術の進展を反映して、適用範囲にエンクロージャ、カバー、シールが部品及び機器を正常に動作させる能力を確認するための追加のテストには、IEC 60068-2-18が役立つとの規定の追加、圧力変化封止試験中の槽内の圧力と時間の図を実用に合わせて変更し、試験報告書に記載する事項を適正な内容に改めるなどの変更が実施され、2023年に改訂された。したがって、JISにおいても試験結果の精度向上及びこれらの国際規格の規定の反映のために改正が必要である。 | 改正によって、封止(気密性)試験結果の信頼度を上げ、電子機器、電子部品などの性能及び品質の向上、改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。   | 主な改正点は、次のとおり。<br>・適用範囲において、エンクロージャ、カバー、シールが部品及び機器を正常に動作させる能力を確認するための追加のテストには、IEC 60068-2-18が役立つとの規定が追加された。<br>・試験Qy: 圧力変化による封止試験において、圧力変化封止試験中の槽内の圧力と時間の説明の図を、圧力上昇カーブを特定数 $n$ の指数関数と仮定すると、試験時間 $t$ は $n \cdot 2 \cdot 49$ に長くないことが望ましいとの表現に合うように変更した。<br>・試験報告書に記載する事項について、a) 顧客(名前と住所)、b) 試験機関(名称、住所、および認定の詳細(ある場合))、c) テスト目(テストが実行された目的)、d) テストの種類(Qa - Qv、テスト方法)、e) 試験規格、版(IEC 60068-2-17、使用される版)、f) 試験片の説明(図面、写真、数量の製造状況)などを必須事項として追加する。 | -               | IEC 60068-2-17:2023 | IDT             | 第2条の該当号:<br>4(試験方法)         | 法律の目的に適合している。            | 利点:<br>ア、エ、キ<br><br>欠点:<br>いずれも該当しない。 |                             | 国際標準をJIS化するもの            | 一般財団法人日本規格協会のWG | 2024年7月 |
| JSA  | 05 電気     | 改正       | C60068-3-4  | 環境試験方法—電気・電子—第3-4部: 支援文書及び指針—高温高湿試験(現行名称: 環境試験方法—電気・電子—第3-4部: 高温高湿試験の指針) | Environmental testing - Part 3-4: Supporting documentation and guidance - Damp heat tests  | この規格は、製品規格、例えば、部品又は装置の規格を作成する際に、当該製品の適用範囲に対する適切な試験及び試験の厳しさを選択する際の指針について規定したもので、2001年に制定されたIEC 60068-3-4を基に2004年に制定された。その後、対応する国際規格は、技術の進展を反映して、蒸留水及びイオン交換水によるすすぎを含む湿度試験槽の洗浄手順に関する推奨事項を新たに追加し、結露についての記載を改めるなどの修正が行われ、2023年に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図るとともに、技術の実態に即した試験規格とするために、この規格を改正する必要がある。   | この改正によって、試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄与し、その結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正によって、国際規格と整合した条件を試験に適用できるようになり、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。 | 主な改正点は、次のとおり。<br>・加湿及び制御手順において、近年の技術進歩に合わせて、一般に規定している、加湿に使用する蒸留水及びイオン交換水の用途に新たに洗浄時のすすぎを追加し、湿度試験槽の洗浄手順に関する推奨事項を追加する。水の注入(噴霧)について、例として超音波加湿器及び噴霧器を記載する。<br>・湿度の影響の物理現象において、試験の一般事項を新たに規定し、供試品に対する湿度の影響に関する追加事項を明記する。近年の技術進歩に合わせて、結露についての記載を全面的に改める。  | -               | IEC 60068-3-4:2023  | IDT             | 第2条の該当号:<br>4(試験方法)         | 法律の目的に適合している。            | 利点:<br>ア、エ、キ<br><br>欠点:<br>いずれも該当しない。 |                             | 国際標準をJIS化するもの            | 一般財団法人日本規格協会のWG | 2024年7月 |

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

| 認定機関 | 産業標準作成委員会 | 制定/改正/廃止 | 規格番号       | JIS案の名称  | JIS案の英文名称   | 改正する理由(必要性)  | 期待効果  | 規定項目又は改正点  | 制定/改正/廃止<br>JIS | 対応する国際規格番号及び名称               | 対応する国際規格との対応の程度 | 測定基準1<br>(JIS法第2条の産業標準化の対象)                     | 測定基準2<br>(JIS法第3条の法律の目的) | 測定基準3<br>(産業標準化の利点・欠点)                | 測定基準4<br>(国が主体的に取り組む分野の判断基準) | 測定基準5<br>(市場適合性に関する判断基準) | JIS案作成委員会(WG)   | 作成開始予定  |
|------|-----------|----------|------------|--|---|--|---|--|-----------------|------------------------------|-----------------|---|--------------------------|---------------------------------------|------------------------------|--------------------------|-----------------|---------|
| JSA  | 05 電気     | 改正       | C60721-3-4 | 環境条件の分類-第3-4部: 環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類-屋外固定使用の条件<br>(現行名称: 環境条件の分類-環境パラメータとその厳しさのグループ別分類-屋外固定使用の条件) | Classification of environmental conditions - Part 3-4: Classification of groups of environmental parameters and their severities - Stationary use at non-weatherprotected locations<br>(現行名称: Classification of environmental conditions Part 3: Classification of groups of environmental parameters and their severities Section 4: Stationary use at non-weatherprotected locations) | この規格は、屋外に設置する製品がさらされる環境パラメータ及びその厳しさの分類について規定したもので、1997年にIEC 60721-3-4:1995+Amendment 1:1996を基に制定された。対応国際規格は、近年の実態に即して改訂されたIEC 60721-2-1:2013の気候群の変更及びIEC 60721-3-1:2018の分類の変更に対応して、2019年に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図るため、また、近年の実態に即した設計・試験条件の規格とするために、この規格を改正する必要がある。 | この改正によって、設計・試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄与し、その結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正によって、国際規格と整合した条件を設計・試験に適用できる上(含む)、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。 | 主な改正点は、次のとおり。<br>・気象条件において、最新のデータに基づいたJIS C60721-3-1(環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類-保管条件)の区分変更に伴い、密閉(4K23~4K24)及び開放(4K35~4K37)分類に改める。<br>・特別な気象条件において、特別な気象条件の分類の表に、JIS C60721-3-1(環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類-保管条件)の区分変更に伴い、日射(4Z15~4Z16)及び降雪(4Z17~4Z18)を新たに追加すると共に、周囲空気の動きの項目では4Z3(20m/s)を削除し、4Z5(67m/s)を追加、雨以外の水の項目では、4Z6(無視できる)を削除し、4Z12(水滴)、4Z13(噴霧)、4Z14(はね)の新たな分類の表に改める。<br>・生物学的条件において、生物学的条件の分類の表に無視が可能という分類を新たに追加し、分類を3分類(4B1~4B3)に改める。<br>・化学的に活性な物質において、分類についての規定を削除して、ISO 9223を参照する旨の記載に改める。 | -               | IEC 60721-3-4:2019、COR1:2023 | IDT             | 第2条の該当号:<br>2(設計方法)<br><br>対象事項:<br>電気・電子機器及び部品 | 法律の目的に適合している。            | 利点:<br>ア、エ、キ<br><br>欠点:<br>いずれも該当しない。 |                              | 国際標準をJIS化するもの            | 一般財団法人日本規格協会のWG | 2024年7月 |